平成 27 年度滋賀県近代美術館学芸職員採用選考第１次考査受験案内

平成２７年１２月２５日
滋　　賀　　県

〇第１次考査筆記試験期日および場所

（第１日）

平成 28 年２月　７日（日）　滋賀県庁

（第２日）

平成 28 年２月 22 日（月）　滋賀県立近代美術館

〇受付期間

（持参の場合）

平成 27 年 12 月 28 日（月）～平成 28 年１月 26 日（火）

（郵送の場合）

平成 27 年 12 月 28 日（月）～平成 28 年１月 24 日（日）（消印有効）

◇問い合わせ先

滋賀県立近代美術館総務課　電話　077－543－2111

〒520-2122　大津市瀬田南大萱町 1740-1

※　申込書交付、受付、問い合わせは、土曜日、日曜日および祝日ならびに平成 27 年 12 月 29 日（火）から平成 28 年１月３日（日）を除く執務時間(8 時 30 分～17 時 15 分)中にお願いします。

１　採用職種　学芸員または学芸技師

２　採用予定人員　近・現代美術を担当する学芸職員　１名
日本美術を担当する学芸職員（工芸を担当する者を含む。以下同じ。）
１名

３　受験資格

（１）次のいずれにも該当する者が受験できます。

ア　博物館法（昭和26年法律第285号）第５条に規定する学芸員の資格を有する者、美術館等において展覧会の企画等の職務に従事した期間が３年以上である者またはこれに相当する展覧会の企画等の経験を有する者
イ　昭和56年４月２日以降に生まれた者
ウ　大学卒業程度の学力を有する者
エ　近・現代美術を担当する学芸職員にあっては近・現代美術に関し、日本美術を担当する学芸職員にあっては日本美術（工芸を含む。）に関し、学芸職員として必要な知識および見識を有する者

（２）次のいずれかに該当する者は、受験できません。
ア　成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む。）
イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
ウ　滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

４　勤務の条件

（１）採用の時期　平成28年４月１日
（２）勤務場所　滋賀県立近代美術館および滋賀県庁
（３）給与等
ア　給料は、４年制大学を卒業し、学芸員の資格を有する者にあっては、月額192,190円（地域手当を含む。）で、その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額は変更されます。なお、この額は、平成27年４月１日現在のものです。
イ　昇給は、原則として毎年１回行われます。
（４）学芸員資格を有しない者にあっては、採用後速やかに学芸員資格を取得する必要があります。

５　第１次考査

（１）日時および場所

試　　験		日　　時	場　　所
第１日	筆記試験	平成28年２月７日（日） 9時45分から16時頃まで （集合時間９時15分）	滋賀県庁
第２日	実技および口述試験	平成28年２月22日（月）	滋賀県立近代美術館

※　第２日に実施する実技および口述試験は、筆記試験の成績上位者についてのみ行います。

（２）方法および内容　大学卒業程度で、次の方法により行います。

試　　験		種　目	内　　容
第１日	筆記試験	教養試験	択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学ならびに現代の社会に関する知識（知識分野）ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力（知能分野）について、筆記試験を行います。
		論文試験	専門的な知識、識見、思考力、表現力等について、筆記試験を行います。
		専門試験① 語学試験	英語の語学試験を行います。
第２日	実技および口述試験	専門試験② 実技試験	作品の取扱いおよび解説の実技について、試験を行います。
		口述試験 （面接）	美術館学芸職員としての知識および適性ならびに公務員としての素養等について、試験を行います。

（３）結果発表

	時　　期	方　　法
第１次考査第１日成績上位者	平成28年２月中旬 （具体的な日時は、第１次考査第１日に試験会場で通知します。）	県ホームページに掲載するほか、成績上位者に通知します。
第１次考査合格者	平成28年２月下旬 （具体的な日時は、第１次	県ホームページに掲載するほか、受験者全員に通知し

	考査第２日に試験会場で通知します。）	ます。

６　受験手続および受付期間

（１）提出書類

ア　選考申込書　１通（所定の用紙）

交付場所　滋賀県立近代美術館総務課　大津市瀬田南大萱町 1740-1

※　郵便で請求できます。

角形２号の返信用封筒（宛先を明記し、140 円切手を貼付したもの）を「学芸職員採用選考申込書請求」と朱書した封筒に入れて請求してください。

※　この採用選考に係る試験案内、様式等は、滋賀県立近代美術館のホームページ（http://www.shiga-kinbi.jp/）からダウンロードできます。

イ　写真　１葉（最近６か月以内に撮影したものを選考申込書に貼ること。）

ウ　郵便はがき　１枚（宛先として住所、氏名および郵便番号を記入すること。）

※　受験番号等の通知に使用します。

（２）提出先　滋賀県立近代美術館総務課　〒520-2122　大津市瀬田南大萱町 1740-1

（３）受付期間

ア　持参の場合　提出書類は、平成 27 年 12 月 28 日（月）から平成 28 年 1 月 26 日（火）まで（土曜日、日曜日および祝日ならびに平成 27 年 12 月 29 日（火）から平成 28 年 1 月３日（日）までを除く。）の執務時間（8 時 30 分から 17 時 15 分まで）中に受け付けます。

イ　郵送の場合　提出書類は、平成 28 年 1 月 24 日（日）までの消印のあるものに限り、受け付けます。封筒の表に「採用試験」と朱書し、必ず簡易書留または特定記録郵便により送付してください。

（４）受験番号の通知　受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号等を通知します。平成 28 年 2 月 3 日（水）までに到着しない場合は、滋賀県立近代美術館総務課に連絡してください。

７　日本国籍を有しない者の任用

（１）日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

（２）日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

８　その他

（１）第１次考査合格者については、平成 28 年 3 月上旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。

（２）選考の方法は、口述試験（主として人物についての面接試験）、適性検査（公務員として必要な適性についての検査）等ですが、詳しくは、第１次考査合格者に対して通知します。

（３）滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、平成 28 年 3 月中旬に採用の通知をします。

（４）問い合わせ先

滋賀県立近代美術館総務課

〒520-2122　大津市瀬田南大萱町 1740-1　電話　077－543－2111